運搬業務の概略

見積作成のため、運搬業務の概略を以下に示す。

１　履行場所

【搬出場所】　①多治見市文化財保護センター第４倉庫（多治見市旭ケ丘10-6-26）  
②多治見市文化財保護センター分室（多治見市旭ケ丘10-6-63）

【搬入場所】　多治見市文化財保護センター第５倉庫及び第６倉庫（多治見市長瀬町29-4）

２　移設対象物品

　　移設対象物品は、概ね出土遺物（陶器）、土嚢袋入り及びプラスチックケース入りものを約184ｍ³のとおりとする。ただし、本業務実施の日までに多少の増減はあるものとし、当該増減分については、本業務の委託契約の条項変更原因とはならないものとする。

３　移設の手順

(1) 第４倉庫入り口付近の遺物950箱（38ｍ³）を一旦付近に移動させる。

（箱はプラスチックケースでサイズは0.5ｍ×0.4ｍ×0.2ｍ）

(2) 第４倉庫の遺物である1800箱及び土嚢袋約88ｍ³を新倉庫である第５倉庫に移動する。

(3) 分室車庫の遺物（土嚢袋約24ｍ³）を第５倉庫に移動する。

(4) (1)で移動させた遺物950箱（38ｍ³）を、第４倉庫の元の場所に戻す。

※詳細な手順については、特記仕様書を参照のこと。

|  |
| --- |
| 履行場所における物品等の事前確認について  引越物品を本業務履行場所において確認したい場合は、令和７年５月30日（金）午後５時までに、多治見市文化財保護センターまでその旨を申し出ること。  現地確認は５月29日（木）から　６月３日（火）の間　（※土日祝日を除く）とします。 |